

6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち
輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業交付要綱

〔 2 食 産 第 5 9 2 号
令和 2 年 4 月 30 日
農林水産事務次官依命通知 〕

一部改正 令和 2 年 7 月 30 日 2 食産第 592 号- 2

(通則)

第 1 農林水産大臣は、6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 食産第 591 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、都道府県及び食料産業局長が認める団体に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、以下のとおりとする。

(1) 交付対象経費区分

ア 施設等整備事業費

冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制への対応のために必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費

イ 効果促進事業費

施設等整備と一体的に実施することにより、輸出促進の効果を高めるために必要なコンサル費等の経費

ウ 附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費

(2) 交付率 ア、イについては 1 / 2 以内とする。ウについては定額とする。

(流用の禁止)

第3 第2(1)に掲げるア、イ及びウの経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書に関する事項は別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事又は食料産業局長が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）は、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）に正副2部を提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があった場合においては、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 都道府県知事等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 都道府県知事等は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による交付金変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、事業の新設又は廃止、事業実施主体の変更及び事業実施主体相互間の経費の額の流用以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

- 第10 都道府県知事等は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに予定の期間内に完了しない理由又は当該交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

- 第11 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

- 第12 都道府県知事等は、交付金事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により交付金遂行状況報告書正副2部を作成し、同年度の1月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書をもって、これに代えることができる。

- 2 地方農政局長等は、前項に規定する時期のほか、交付金事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付金事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第13 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事等は、交付金事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県知事にあっては、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、地方農政局長等へ実績報告書正副2部を提出しなければならない。

- 2 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の実績報告書を提出するに当たって第4第2項のただし書きに該当した事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から

減額して報告しなければならない。

- 3 第4第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第14 地方農政局長等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第15 地方農政局長等は、第8第1項第2号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1）都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）都道府県知事等が、交付金を本交付金事業以外の用途に使用した場合
 - （3）都道府県知事等が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合に

において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 16 都道府県知事等は、交付対象経費（交付金事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 17 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第 16 第 2 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第 18 都道府県知事等は、交付金事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第 19 都道府県知事等のうち都道府県にあつては、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第 20 都道府県知事等は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 4 から第 19 まで（第 6 を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事等は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、次の（１）から（５）までに掲げる条件を、地方公共団体が事業実施主体にあつては（３）から（５）までに掲げる条件を、それぞれ付さなければならない。

- （１）事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- （２）事業実施主体は、（１）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、別記様式第 10 号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- （３）事業実施主体は、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間においては、都道府県知事等の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。
- （４）取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都道府県知事等に納付させることがある。
- （５）事業実施主体が間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してあるときは、次の条件により都道府県知事等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 2 都道府県知事等は、事業実施主体が処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分する場合において、承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。なお、前項（５）の場合にあつては、その定める条件により、地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 3 都道府県知事等は、事業実施主体から取得財産等の処分に係る収入の全部又は一部に該当する額を収納した場合は、当該相当額を国に納付しなければならない。
- 4 都道府県知事等は、間接交付金事業について、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 30 日から一部改正する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第4の規定により、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画（又は実績）
- 注）様式は別添のとおりとする。

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分					備 考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			
			(B)	うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	
				円	円	円	円	
輸出先国の市場変化に対応 した食品等の製造施設等整 備の緊急支援事業								
(1) 施設等整備事業								
(2) 効果促進事業								
合 計	事業費							
	附帯事務費							
	計							

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。
2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇〇円」）を記入すること。
3 施設等整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容					
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その	他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年		
	○農協	○○資金	○○○○円	○年		

2 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 事業内容欄は、実施要綱別表に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 事業費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
		地方公共団体等による助成金				
		自己資金 (B)	うち 貸付金 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	
6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金 輸出先国の市場変化に対応した食品等の 製造施設等整備の緊急支援事業 1 施設等整備事業費 2 効果促進事業費 3 附帯事務費	円		円	円	円	
合 計						

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

(注) 事業実施主体に対し、間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること

VI 添付書類

- 1 都道府県等の本交付金の交付に関する規程又は要綱
 - 2 実績報告の際には以下の資料を添付すること
 - (1) 施設等整備事業にあっては、財産管理台帳の写し
 - (2) 事業実績内訳明細書（様式別紙）
- ただし、(1)の添付を原則とし、(2)については(1)との併用を可能とする。
なお、これらにより難しい場合には、(2)のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（6次産業化市場規模拡大対策整備交付金）

交付先	施設等区分	交付対象 事業費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	負担区分					備考
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金			交付金 (F)	
				うち貸付金 (C)	都道府県 (D)	その他 (E)		
		円	円	円	円			
合	計							

(注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。

- 2 施設等区分の欄は、施設等整備事業により整備した施設、機器名を記入すること。
- 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金変更承認申請書」を「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、六次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

〇〇年度第〇四半期6次産業化市場規模拡大対策整備交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては
北海道農政事務所長
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿

〔東北、関東、九州農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
北海道にあつては
官署支出官 北海道農政事務所総務管理官
沖縄県にあつては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあつたこの事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第11の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区 分	交付対象事業費	(A) 交付金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 交付金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付対象 事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年 12 月 31 日までに 完了したもの		○年 1 月 1 日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては
北海道農政事務所長
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長 〕
官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿
〔 東北、関東、九州農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあつては
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
北海道にあつては
官署支出官 北海道農政事務所総務管理官
沖縄県にあつては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつたこの事業について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第12の規定に基づき、〇年12月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象事業費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年12月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 交付金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第6号（第13第1項関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として6次産業化市場規模拡大対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績



注）様式は別添のとおりとする。

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
3 間接補助事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、様式のV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
4 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、以下の資料を添付すること。
（1）整備事業にあっては、財産管理台帳の写し
（2）貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類
（3）事業実績内訳明細書
5 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

別記様式第7号（第13第3項関係）

〇〇年度6次産業化市場規模拡大対策整備交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった6次産業化市場規模拡大対策整備交付金について、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕
（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

帳台理管庭財

[illegible]

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

〇〇年度
農林水産省所管

[illegible]

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 10 号（第 20 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。